

## BIGLOBEモバイル 初期契約解除申出書 (シェアSIM追加/SIMカード種別変更用)

【初期契約解除申出書】 ビッグローブ株式会社 行

## 【注意事項(必ずお読みください)】

- ・本書は「BIGLOBEモバイル」の初期契約解除申出書となります。
- ・契約後に送付される契約書面をお客さまが受領した日、またはSIMカードが到着した日のいずれか遅い日を初日として8日を経過するまで、書面による契約の解除が可能です。この効力は書面を発した時に生じます。
- ・初期契約解除手続き完了後、「初期契約解除完了通知書」を発送いたします。お手続きには数カ月かかる場合がございますのでご了承ください。
- ・端末やアクセサリーは初期契約解除対象外です。返品受付および返金対応はいたしかねます。
- ・SIMカード種別変更のうち、SIMカードのサイズの変更手続きについては初期契約解除の受付はできません。
- ・SIMカード種別変更の初期契約解除手続きにおいて、初期契約解除後のSIMカードのMSISDNとSIMカード種別変更前のSIMカードのMSISDNは異なります。
- ・「BIGLOBEモバイル」の契約と同時にBIGLOBEを新規に申し込みされた場合は、初期契約解除でBIGLOBEの契約も解除となり「ユーザID」は利用できなくなります。
- ・初期契約解除申出対象のSIMカードが音声通話SIMの場合のみ初期契約

解除が受付可能となります。データSIMおよびSMS機能付きデータSIMの場合、初期契約解除の受付はできません。

- ・MNP転出をご希望の場合、MNP予約番号が発行されます。移転先の他社 の手続きが完了しない場合であっても、MNP予約番号の有効期限が切れ ると電話番号が消失し、当社のSIMカードはご利用いただけなくなります。
- ・複数の契約手続きをされている場合は、契約ごとに初期契約解除の申出書を提出ください。
- ・お送りいただいた申出書は返却しません。お送りいただく前に、お客さま控えとしてコピーをお取りください。

## お客さまご自身で封筒をご用意のうえ、本書を下記送付先住所に郵送をお願いいたします。

【送付先住所】〒980-8790 仙台中央郵便局 郵便私書箱第30号 ビッグローブ株式会社 BIGLOBE 登録センター 宛て

## 電気通信事業法第26条の3に基づき、以下のとおり、初期契約解除を希望します。

契約サービス情報 (記入不要)	BIGLOBEモバイル		
BIGLOBEモバイル ご契約のユーザID		契約者氏名	
契約者住所	〒 -		
契約者ご連絡先	(	)	※日中帯に連絡可能な連絡先
申出対象手続き	<ol> <li>シェアSIM追加</li> <li>SIMカード種別変更         ※ 変更前のSIMカード種別に戻ります。         初期契約解除受付完了後、変更前の種別のSIMカードが発送されます。     </li> </ol>		
申出対象の SIMカード	MSISDN(電話番号)	_	_
	MNP転出希望有無 (選択したい方を 〇で囲んでください)	<ul> <li>※ MNP転入(他社から乗り換え)でご契約された場合は、MNP転出するかどうかを選択ください。</li> <li>MNP転入(他社から乗り換え)ではない場合は、MNP転出はできません。「MNP転出希望しない」を選択ください。</li> <li>MNP転出希望する MNP転出希望しない</li> </ul>	

以上